

2017年9月28日

## 医療保険の“一時金給付”ニーズに対応 シンプル設計の「ネオ de いちじきん」発売！

第一生命グループの一員であるネオファースト生命保険株式会社（代表取締役社長：徳岡 裕士）は、2017年11月1日より、入院した場合に一時金をお支払いするシンプルな医療保険「ネオ de いちじきん」を発売します。

近年、医療技術の進歩等により、入院日数の短期化、入院を伴う手術の割合減や治療方法の多様化など医療事情は変化しています。この変化を受けて、従来の入院日数に応じた日額給付の医療保険ではなく、入院した場合に一時金をお支払いする医療保険を開発しました。入院した場合、治療費のほか、日々の差額ベッド代・食事代、一時的な費用として衣料品代・日用品代などの雑費、退院後の通院代などさまざまな費用がかかります。これらのさまざまな費用に一時金でご準備いただくことができます。

また、生活習慣病や女性特有の病気、ストレスによる病気の治療に対応できる特約を付加することができ、「こはもっと備えておきたい」というニーズに合わせて一時金でご準備いただくことができます。この商品を通じて、「いまの時代」に合ったさまざまなお客さまのニーズにお応えしたいと考えています。

### 1. 商品特長

#### 「ネオ de いちじきん」3つのポイント

##### (1) 主契約は入院一時給付金！入院したら一時金をお支払い！

1日以上入院（日帰り入院を含む）で最高10万円の一時金をお支払いします。入院時のさまざまな費用に備えることができます。

##### (2) 特約を付加することで生活習慣病や女性特有の病気にも対応、一時金をお支払い！

特定生活習慣病入院一時給付特約を付加することにより、所定の生活習慣病で入院した場合に一時金をお支払いします。また、女性疾病入院一時給付特約を付加することにより、所定の女性特有の病気等で入院した場合に一時金をお支払いします。

##### (3) 生保業界初<sup>1</sup>！ストレス性疾病保障特約の付加により、ストレスに起因する疾患等にも対応！

###### 【ストレス性疾病診断給付金】

所定のストレス性疾病を発病したと医師によって診断された場合、給付金をお支払いします。

###### 【ストレス性精神疾病療養給付金】

所定のストレス性精神疾病により、療養が必要な状態<sup>2</sup>が30日以上継続した場合、給付金をお支払いします。

<sup>1</sup> ストレスに起因する疾病の診断で支払う特約は生保業界初となります（2017年9月20日当社調べ）。

<sup>2</sup> 病院や、自宅等において治療に専念している状態をいいます。

## 2. ストレス性疾病保障特約について

近年、ストレスによるさまざまな疾患が問題視されています。厚生労働省の調査によると、精神疾患の患者数は年々増加しており、直近調査では400万人近くとなっています<sup>3</sup>。ストレス性疾病保障特約は、「いまの時代」を生きる現代人ならではのリスクに備えることができます。

ストレス性疾病診断給付金は、ストレスに起因する耳や消化器系の疾患と診断された場合にお支払いします。

### ★対象となるストレス性疾患例

耳および乳様突起の疾患	消化器系の疾患
メニエール病 音響外傷 突発性難聴 など	胃潰瘍 十二指腸潰瘍 潰瘍性大腸炎 過敏性腸症候群 など

ストレス性精神疾病療養給付金は、ストレス性精神疾病を発病し、かつそのストレス性精神疾病により療養状態が30日以上継続したと医師によって診断された場合にお支払いします。

### ★対象となるストレス性精神疾病例

気分[感情]障害	ストレス関連障害等	その他
躁病 うつ病 など	パニック障害・不安障害 自律神経失調症 など	摂食障害（過食症・拒食症など） 非器質性睡眠障害 など

ネオファースト生命は、「一生涯のパートナー」をグループミッションとする第一生命グループの一員として、お客さまの安心で豊かな暮らしと地域社会への発展に貢献していくというグループ統一のミッションはそのままに、新たなお客さま満足の創造と社会からの信頼と敬愛の確保、経営品質の向上等に努めていきます。

以上

<sup>3</sup> 厚生労働省「平成26年患者調査」より

【商品概要】

(1) 「ネオdeいちじきん」の特長としくみ



無解約返戻金型入院一時給付保険

- ①1日以上入院（日帰り入院を含む）で入院一時給付金（最高限度10万円、1万円から1,000円単位）をお支払いします。
- ②特定生活習慣病入院一時給付特約や女性疾病入院一時給付特約を付加することで、所定の生活習慣病や女性特有の病気などにも備えることができます。
- ③ストレス性疾病保障特約を付加された場合、所定のストレス性疾病と診断されたときや、所定のストレス性精神疾病により療養が必要な状態が30日以上継続したと診断されたときに一時金をお支払いします。

(2) 「ネオdeいちじきん」の保障内容例

主契約/特約	給付の種類	支払事由	お支払額	支払限度	
無解約返戻金型 入院一時給付保険	入院一時給付金	病気またはケガで入院したとき	10万円	180日に1回 通算50回	終身
特定生活習慣病 入院一時給付特約	特定生活習慣病 入院一時給付金	所定の生活習慣病※1で入院したとき	10万円	180日に1回 通算50回	
女性疾病入院一時 給付特約	女性疾病入院一時 給付金	がんや所定の女性特有の病気※2 などで入院したとき	10万円	180日に1回 通算50回	
ストレス性疾病 保障特約	ストレス性疾病 診断給付金	所定のストレス性疾病※3と診断 されたとき	2.5万円	180日に1回 通算2回	
	ストレス性精神 疾病療養給付金	所定のストレス性精神疾病※4に より療養状態が30日以上継続した と診断されたとき	15万円	180日に1回 通算10回	
特定疾病保険料 払込免除特約	所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中により所定の事由に該当したとき 以後の保険料払込を免除		—		
先進医療特約	先進医療給付金	先進医療による療養を受けたとき	先進医療に かかる技術 料と同額	通算 2,000万円	10年更新*

\*契約年齢または更新時の年齢が81歳以上の場合は「終身」となります。

※1 がん（上皮内がんを含む）、心・血管疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧性疾患、肝疾患、脾疾患、腎疾患

※2 がん（上皮内がんを含む）、甲状腺の疾患、妊娠・分娩および産じよくの合併症など

※3 メニエール病、難聴（突発性難聴）、その他の内耳疾患（音響外傷など）、胃潰瘍、十二指腸潰瘍、潰瘍性大腸炎、過敏性腸症候群など

※4 気分[感情]障害（うつ病など）、神経症性障害、摂食障害、非器質性睡眠障害など

(3) 月払保険料例（各給付金の額は上記（2）の設例に同じ）

終身払

年齢	男性 (主契約+特定生活習慣病入院一時給付特約)		女性 (主契約+女性疾病入院一時給付特約)	
	特定疾病保険料払込免除特約		特定疾病保険料払込免除特約	
	付加なし	付加あり	付加なし	付加あり
20歳	1,601円	1,947円	1,938円	2,294円
30歳	2,068円	2,608円	2,146円	2,666円
40歳	2,763円	3,645円	2,251円	2,939円
50歳	3,771円	5,250円	2,695円	3,529円
60歳	5,176円	7,662円	3,437円	4,444円

ストレス性疾病保障特約

年齢	男性		女性	
	特定疾病保険料払込免除特約		特定疾病保険料払込免除特約	
	付加なし	付加あり	付加なし	付加あり
20歳	591円	668円	677円	782円
30歳	670円	785円	766円	920円
40歳	724円	897円	829円	1,036円
50歳	751円	1,001円	879円	1,113円
60歳	793円	1,147円	956円	1,212円

(4) その他

契約年齢範囲	保険料払込期間
0～85歳	終身払
0～55歳	60歳払済
0～60歳	65歳払済
0～80歳	3・5・10年払済

\*0～5歳はストレス性疾病保障特約の付加を取り扱いません。

(登) B17N1105 (2017.9.25) ⑤